

## 所長のひとりごと



5月27日に、けん玉の1級指導員のライセンス講習会を受講してきました。

けん玉の指導員のライセンスには、普及員・2級指導員・1級指導員・A級指導員の4つがあります。

私は、今まで2級指導員として活動してきましたのですが、5段の審査員長をすることができませんでした。

5段の検定をする場合には、1級指導員かA級指導員が1名以上いないとだめなのです。

講習会は、けん玉協会の歴史や現状に始まり、技の指導方法や注意すべき点、審判の際の注意点など色々なことを学びました。

そして、他の参加者との意見交換をさせていただき、最後に恒例の1分間スピーチをして講習会が終了となりました。ちなみに、この1分間スピーチは本当にストップウォッチで時間を計ります。

私は、けん玉道5段なのですが、けん玉協会の資料によると地元の千葉県では、1ケタしかないのです。その一員と思うと感慨深いものがあります。

## 税金お役立ち情報

配偶者控除や配偶者特別控除というものをご存知ですか。奥様がパートなどで働いている場合には、対象になるケースが多いので、ご存知の方も多と思います。

その配偶者控除と配偶者特別控除が平成30年から変わります。変更点としては、①配偶者特別控除の拡充と②配偶者控除額や配偶者特別控除額の居住者(夫)の所得金額による区分分けです。

①については、現在対象となる配偶者の所得金額が38万円超76万円未満ですが、改正後は38万円超123万円以下となり、年収ベースで150万円以下だと38万円の控除が受けられます。

②については、現在居住者の所得金額が1千万円以下の1区分のみですが、改正後は900万円から1千万円までを3区分にして、区分ごとに控除額が変わるようになります。